

九州大学水素エネルギー国際研究センター利用規程

平成26年度九大規程第113号

制定：平成27年 3月30日

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学水素エネルギー国際研究センター（以下「センター」という。）に設置する設備の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の手続き)

第2条 設備の利用を希望する者は、所定の申込書によりセンターの長に申請し、その許可を得なければならない。

(利用の条件)

第3条 設備を利用する者（以下「利用者」という。）は、センターの職員の指示に従い、善良なる管理者の注意をもって設備を利用しなければならない。

(損害賠償)

第4条 利用者が、その責めに帰すべき事由により、設備等を滅失、破損又は汚損したときには、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(利用料)

第5条 利用者は、別表に掲げる利用料を支払わなければならない。ただし、センターの長が特に必要と認めた場合は、利用料の全部又は一部を免除することができる。

(徴収方法)

第6条 前条に規定する利用料は、経費の振替又は九州大学が指定する口座への振込みにより、所定の期日までに支払わなければならない。

2 既納の利用料は、原則として返還しない。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、設備の利用に関し必要な事項は、センターの長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別 表（第5条関係）

設備等名	ブース1台当たりの 利用料（月額）
101号室ブース 2台	26,000円
102号室ブース 2台	26,000円
107号室ブース 3台	18,000円
108号室ブース 1台	26,000円
109号室ブース 3台	26,000円
111号室ブース 11台	26,000円